

景観まちづくりの手引き

茨城県

目 次

第1章	景観まちづくりについて	
1-1	茨城の景観について	1
1-2	「良好な景観」について	4
1-3	「景観まちづくり」について	5
第2章	景観計画の策定手順	
2-1	「景観計画区域」と「良好な景観形成に関する方針」について	9
2-2	「景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針」について	13
2-3	「景観重要公共施設の整備に関する事項」について	17
2-4	「景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項」について	19
2-5	「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」について	22
2-6	「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」について	27
2-7	「景観重要公共施設の占用等の基準」について	29
2-8	「自然公園法の許可基準」について	31
2-9	その他の「景観計画」に活用できる制度について	33
	【参考】景観法関連用語の解説	36
	【参考】その他関連用語の解説	40
第3章	景観まちづくりの進め方	
3-1	景観まちづくりの進め方	43
3-2	景観まちづくりワークショップ	50
第4章	景観形成に関わる政策体系	
4-1	景観形成に関わる関連法の整理	65
4-2	景観形成目的別の手法・制度の概要	66
資料編		
資料-1	景観法における主な制度の概要	71
資料-2	景観まちづくりの事例	73
資料-3	景観まちづくりの手引き作成に向けたアンケート調査結果	86
	本手引きにおける用語の解説	97

景観まちづくりの手引き

平成 18 年 3 月発行

発行：茨城県都市計画課

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 6

TEL：029-301-4579 FAX：029-301-4599

E-mail：toshikei@pref.ibaraki.lg.jp

URL：http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/doboku/